

○財務省告示第三百八十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十七年十一月五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 号	名称及び記	二	三	四
一	利付国庫債券（二十年）（第百二	発行の根拠	振替法の適	発行方法
二	十八回、第百二十九回、第百三	法律及びそ	の条項及びそ	
三	十二回、第百三十四回、第百三	九年会計に	の法律第二十	
四	十五回、第百三十八回、第百三	特別会計に	九法律第二十	
五	十九回、第百四十一回、第百四	関係株式等	の法律第二十	
六	十四回、第百四十七回、第百五	の振替に	の法律第二十	
七	十回及び第百五十三回）及び利	付国庫債券	（平成十三	
八	付国庫債券（三十年）（第五回、	第六回、第	年法律第二十	
九	第六回、第七回、第九回、第十	二回、第十	三回）及び第	
十	二回、第十八回、第二十回、第	四十三回）	四十七	
十一	二十二回、第二十四回、第二十	六年、第二	十	
十二	六回、第二十九回、第三十三回、	第三十七回	七	
十三	第三十七回、第三十八回及び第	四十三回）	十	
十四	特別会計に	九法律第二十	七	
十五	社債、株式	の法律第二十	十	
十六	の振替に	の法律第二十	十	
十七	律（平成十	三法律第二十	十	
十八	以下「振替	法」という	の規定	
十九	の適用を受	けるものとし	、その	
二十	振替機関は	日本銀行とし	る。	
二十一	利回り格差	（第十七号に	規定す	
二十二	る利回りに	応募した者が	加算す	
二十三	る数値をい	う。次号にお	いて同	

（（利 回第二付 百十年国 三）庫 十）債 八）券	（（利 回第二付 百十年国 三）庫 十）債 五）券	（（利 回第二付 百十年国 三）庫 十）債 四）券	（（利 回第二付 百十年国 三）庫 十）債 二）券	（（利 回第二付 百十年国 三）庫 十）債 九）券	（（利 回第二付 百十年国 三）庫 十）債 八）券	名称及び記号
一・五%	一・七%	一・八%	一・七%	一・八%	一・九%	利率（年）
日年平 六成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	日年平 三成 月四 二十四	十年平 日十成 二四 月十三	日年平 六成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十三	償還期限
九億 円	十億 円	億六 百二 十五	二百 七億 円	三百 三億 円	二十 億 円	（発行 額面金 額）

（別表）

二十	十九	十八	象 国 債 の 利 回 り
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支
平 成 二 十 七 年 十 一 月 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	参 考 統 計 値 表 に 掲 載 さ れ た 平 均 値 の 単 利 回 り （ 平 成 二 十 七 年 十 一 月 二 日 午 前 九 時 以 前 に 訂 正 さ れ た 場 合 に は 、 訂 正 後 の 当 該 日 本 銀 行 の 利 回 り ） と す る 。

（（利 第三付 十年国 八年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 二年庫 回）債 ）券	（（利 第三付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券	（（利 第三付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券	（（利 第三付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券	（（利 第三付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券	（（利 第二付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券 三	（（利 第二付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券 十	（（利 第二付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券 十 七	（（利 第二付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券 十 四	（（利 第二付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券 十 一	（（利 第二付 十年国 回）年 ）庫 ）債 ）券 十 九
二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	一 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	一 ・ 六 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 六 %
日年平 三成 月四 二十七	日年平 九成 月四 二十五	十年平 日十成 二月四 二十四	日年平 五成 月四 二十四	十年平 日十成 一月四 月十三 二十三	日年平 五成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十七	日年平 九成 月四 二十六	十年平 日十成 二月四 月十五 二十五	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 二月四 月十二 二十四	日年平 六成 月四 二十四
五 十 六 億 円	十 三 億 円	三 十 五 億 円	三 十 一 億 円	一 億 円	七 十 一 億 円	億三 円百 二十 一	九 十 八 億 円	五 十 二 億 円	四 十 五 億 円	円百 九 十 八 億	四 十 億 円

（利付第三十回国十年庫三回）	（利付第三十回国十年庫八回）	（利付第三十回国十年庫七回）	（利付第三十回国十年庫三回）	（利付第二十回国十年庫九回）	（利付第二十回国十年庫六回）	（利付第二十回国十年庫四回）	（利付第二十回国十年庫二回）	（利付第二十回国十年庫一回）
一・七%	一・八%	一・九%	二・〇%	二・四%	二・四%	二・五%	二・五%	二・五%
日年平 六成 月五 二十六	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十二	九平 月成 二五 十日年	日年平 三成 月四 二十九	日年平 九成 月四 二十八	日年平 三成 月四 二十八	日年平 九成 月四 二十七
十七億 円	五十億 円	億二 円百 五十五	円二 百六 十億	十三 億 円	円百 三十八 億	二十 億 円	九十 一億 円	五億 円